

令和3年度 県民佐久運動広場跡地利用基本構想策定業務に係る
公募型プロポーザル 審査委員会 設置要領

(設置)

第1条 令和3年度 県民佐久運動広場基本構想策定業務に係る公募型プロポーザル(以下「企画提案」という。)について公正かつ適正な審査及び評価を行うため、令和3年度 県民佐久運動広場基本構想策定業務に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(審査事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領等の承認に関すること
- (2) 契約候補者の決定に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 審査委員会は、次に掲げる委員5人で組織する。

非公表

2 委員は、市長が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から企画提案の審査及び評価の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。
- 4 審査委員会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(責務)

第8条 委員は、プロポーザルの参加者に対して援助を行ってはならない。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、建設部都市計画課が行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月4日から施行し、本業務の契約締結の日をもって廃止する。